

本日の会議に付した事件

令和7年第3回山元町議会定例会（第4日目）

令和7年9月12日（金）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報告第 7号 令和6年度決算山元町健全化判断比率について
- 日程第 3 報告第 8号 令和6年度決算山元町公営企業資金不足比率について
- 日程第 4 認定第 1号 令和6年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 2号 令和6年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 3号 令和6年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 4号 令和6年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 5号 令和6年度山元町水道事業会計決算認定について
- 日程第 9 認定第 6号 令和6年度山元町下水道事業会計決算認定について

午前10時00分 開 議

議 長（菊地康彦君）ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（菊地康彦君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、3番遠藤龍之君、4番丸子直樹君を指名します。

議 長（菊地康彦君）日程第2．報告第7号、日程第3．報告第8号の2件を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

報告第7号については、企画財政課長桔梗俊幸君、報告願います。

報告第8号については、建設水道課長山本勝也君、報告願います。

まず、報告第7号について説明を求めます。

企画財政課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、報告第7号令和6年度決算山元町健全化判断比率についてご説明します。

健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の意見書を付し、議会に報告するものです。

3ページをご覧ください。

初めに、実質赤字比率です。実質赤字比率については、地方公共団体における一般会計の赤字の程度を指標したものであり、例年同様、黒字決算となっておりますので、バー表示としています。

次に、連結実績赤字比率です。連結実質赤字比率については、全ての会計を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化したものでありまして、こちらも例年同様、

黒字決算となりましたのでバー表示としています。

次に、実質公債費比率です。実質公債費比率については、地方債の返済とこれに準ずる負担額を指標化したものでありまして、標準財政規模に対する割合を示した表示となります。令和6年度決算におきましては、6.8パーセントであります。

最後に、将来負担比率です。将来負担比率については、地方公共団体が抱える地方債と今後の支出を見込む負担金等の残高を指標化したものでありまして、標準財政規模を基準とし、将来の財政を圧迫する可能性について示したものです。こちらは、一定規模の基金を有するなど健全性を満たす要素が確保されていることから、バー表示としています。

本町におきましては、健全化を判断するこれら4つの指標について、いずれも法に規定する基準をクリアしていますので、令和6年度決算における財政状況につきましては健全な水準にあると捉えております。

なお、5ページ以降については監査委員からの審査意見書を添付しておりますので、併せてご確認をお願いします。

以上で報告第7号の説明を終わります。

議長（菊地康彦君）報告第8号については、建設水道課長山本勝也君、報告願います。

建設水道課長（山本勝也君）はい、議長。それでは、報告第8号令和6年度決算山元町公営企業資金不足比率についてご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和6年度山元町の公営企業資金不足比率を、別紙、監査委員の意見書をつけて議会に報告するものであります。

3ページをお開き願います。

水道事業会計、下水道事業会計におきましても、未払い金等の流動負債等の合計額に対し、現金預金等の流動資産の合計額が上回っているため、資金不足が生じておりません。結果、表につきましては、それぞれの事業会計において資金不足が生じていないことから数値として表すことができませんので、バー表示としております。両事業会計とも経営状況は健全な状態であると考えております。

以上で報告第8号の説明を終わります。

議長（菊地康彦君）これに対し、代表監査委員から審査結果の報告を求めます。代表監査委員齋藤忠裕君、登壇願います。

代表監査委員（齋藤忠裕君）はい、議長。おはようございます。

それでは、私から報告第7号令和6年度決算山元町健全化判断比率、報告第8号令和6年度決算山元町公営企業資金不足比率について、審査を終了し8月20日に町長へ意見書を提出しておりますので、令和7年第3回山元町議会定例会におきましてご報告申し上げます。

この健全化判断比率審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、令和7年8月5日に実施いたしました。

審査の結果であります。審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

個別基準との比較でございますが、令和6年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率とも実質収支が黒字であるため、実質赤字額がなく、早期健全化基準をそれぞれ大幅に下

回っており、良好な状態を示しておりました。

実質公債費比率であります。前年度より0.1ポイント高い6.8パーセントとなっておりますが、早期健全化基準の25パーセントを下回っており、良好な状態であります。

将来負担比率につきましても、マイナス139.2パーセントとなっており、早期健全化基準の350パーセントを大きく下回っており、良好な状態であります。

特に指摘する事項はございませんが、今後の少子高齢化に伴う人口減少社会に備え引き続き適切な財政運営に努めていただきたいと思います。

続きまして、公営企業資金不足比率審査については、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、令和7年7月28日に実施いたしました。審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

令和6年度山元町上下水道事業会計については、資金不足はなく、資金不足比率は発生しておりません。したがって、早期健全化基準の20パーセントと比較しますと、良好な状態にあると認められます。特に指摘する事項はありませんでした。

以上で報告を終わります。

議長（菊地康彦君）これで審査結果の報告を終わります。

議長（菊地康彦君）これから報告第7号、第8号に対する質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

報告第7号令和6年度決算山元町健全化判断比率について及び報告第8号令和6年度決算山元町公営企業資金不足比率についての報告を終わります。

議長（菊地康彦君）日程第4. 認定第1号から日程第9. 認定第6号までの6件を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

認定第1号から認定第4号までの4件については会計管理者大橋邦夫君、説明願います。

会計管理者（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、認定第1号から認定第4号までの各種会計決算認定についてご説明申し上げます。なお、認定第1号から認定第4号につきましては、いずれも地方自治法第233条第3項の規定により各種会計決算について監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

初めに、認定第1号令和6年度山元町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

決算書5ページをお開き願います。

歳入決算額87億1,903万9,609円、歳出決算額84億4,887万5,928円、歳入歳出差引額2億7,016万3,681円。繰越明許費繰越額として翌年度へ繰り越すべき財源6,375万6,464円を控除しますと実質収支額2億640

万7, 217円となりました。このうち、1億3, 000万円を地方自治法第233条の2の規定により基金へ積み立て、残金7, 640万7, 217円は令和7年度へ繰り越すこととしております。

続きまして、6ページをお開き願います。

6ページにつきましては、実質収支に関する調書となっております。内容については記載のとおりとなります。

一般会計の決算につきましては、8ページから12ページに記載のとおりです。8ページから10ページにつきましては歳入、11ページから12ページにつきましては歳出となっております。

一般会計の歳入歳出決算事項別明細書につきましては、14ページから70ページに記載のとおりです。なお、詳細につきましては割愛いたします。

続きまして、認定第2号令和6年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

決算書5ページをお開き願います。

歳入決算額16億4, 559万8, 537円、歳出決算額16億828万738円、歳入歳出差引額3, 731万7, 799円、実質収支額も同額であり、同額を地方自治法の規定により基金へ積み立てることといたしました。

続きまして、6ページをお開き願います。

6ページにつきましては、実質収支に関する調書となっております。内容については記載のとおりとなります。

国民健康保険事業特別会計の決算につきましては、8ページから9ページに記載のとおりです。8ページにつきましては歳入、9ページにつきましては歳出となっております。歳入歳出決算事項明細書につきましては、11ページから19ページに記載のとおりです。詳細については割愛いたします。

続きまして、認定第3号令和6年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

決算書5ページをお開き願います。

歳入決算額2億3, 048万8, 110円、歳出決算額2億2, 806万9, 888円、歳入歳出差引額241万8, 222円、実質収支額も同額であり、同額を令和7年度へ繰り越すこととしております。

続きまして、6ページをお開き願います。

6ページにつきましては、実質収支に関する調書です。内容については記載のとおりとなります。

後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、8ページから9ページに記載しております。8ページにつきましては歳入、9ページにつきましては歳出となっております。歳入歳出決算事項別明細書につきましては、11ページから15ページに記載のとおりです。詳細につきましては割愛いたします。

続きまして、認定第4号令和6年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

決算書5ページをお開き願います。

歳入決算額16億3, 093万4, 408円、歳出決算額15億8, 029万849

円、歳入歳出差引額 5,064万3,559円、実質収支額も同額であり、同額を地方自治法の規定により基金へ積み立てることといたしました。

続きまして、6ページをお開き願います。

6ページにつきましては、実質収支に関する調書となります。内容につきましては記載のとおりです。

介護保険特別会計の決算につきましては、8ページから9ページに記載のとおりです。8ページにつきましては歳入、9ページにつきましては歳出となっております。介護保険事業特別会計の歳入歳出決算事項別明細書につきましては、11ページから21ページに記載のとおりです。詳細につきましては割愛いたします。

以上、認定第1号から認定第4号までの説明となります。よろしく願いいたします。

議長（菊地康彦君）、認定第5号、認定第6号の2件について、建設水道課長山本勝也君、説明願います。

建設水道課長（山本勝也君）はい、議長。それでは、認定第5号令和6年度山元町水道事業会計決算認定についてご説明いたします。

地方公営企業法の規定により、令和6年度山元町水道事業会計決算を、別紙、監査委員の意見書をつけて、議会の認定に付するものであります。

初めに、決算報告書をご説明いたしますので、8ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の概要からご説明いたしますが、こちらの表は全て消費税込みの表示としております。

収入につきましては、区分の欄、第1款水道事業収益の決算額が3億9,833万4,959円であります。支出につきましては、第1款水道事業費の決算額が3億6,553万2,351円となり、収益的収入から支出の差引額は3,280万2,608円となりました。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明いたしますので、9ページをお開き願います。

収入につきましては、区分の欄の第1款資本的収入の決算額が4,089万1,600円であります。支出につきましては、第1款資本的支出の決算額が1億5,585万3,418円となりました。欄外に補足説明しておりますが、資本的収入から資本的支出を差し引いた不足額の1億1,496万1,818円は消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金等で補填しました。

続きまして、財務諸表をご説明いたしますので、11ページをお開き願います。

令和6年度山元町水道事業損益計算書になり、こちらの表は消費税抜きの表示としております。

1の営業収益から4の営業外費用までを見ますと、経常利益は1,559万3,751円となりました。これに5の特別利益、6の特別損失を加えた当年度純利益は1,815万1,205円となり、前年度繰越利益剰余金の6億9,880万1,441円に加えまして当年度未処理分利益剰余金は7億1,695万2,646円となりました。

なお、令和6年度山元町水道事業貸借対照表については14ページ以降に記載しておりますが、説明につきましては割愛させていただきます。

続きまして、認定第6号令和6年度山元町下水道事業会計決算についてご説明いたします。

地方公営企業法の規定により、令和6年度山元町下水道事業会計決算を、別紙、監査委員の意見書をつけて、議会の認定に付するものであります。

初めに、決算報告書をご説明いたしますので、8ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の概要からご説明いたしますが、こちらの表は全て消費税込みの表示としております。

収入につきまして、区分の欄の第1款下水道事業収益の決算額が5億9,450万6,822円であります。支出につきましては、第1款下水道事業費の決算額が4億4,609万6,717円となり、収益的収入から支出の差引額は1億4,841万105円となりました。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明いたしますので、9ページをお開き願います。

収入につきまして、区分の欄の第1款資本的収入の決算額が2億6,014万2,478円あります。支出につきましては、第1款資本的支出の決算額が4億5,997万4,656円となりました。欄外に補足説明しておりますが、資本的収入から資本的支出を差し引いた不足額の1億9,983万2,178円は、損益勘定留保資金等で補填しました。

続きまして、財務諸表をご説明いたしますので、11ページをお開き願います。

令和6年度山元町下水道事業損益計算書になり、こちらの表は消費税抜きの表示としております。

1の営業収益から4の営業外費用までを見ますと、経常利益は1億3,754万6,037円となり、これに5の特別利益、6の特別損失を加えた当年度純利益は1億3,919万1,807円となり、前年度繰越欠損金に充当し、当年度未処理欠損金は1億9,231万9,319円となりました。

なお、令和6年度山元町下水道事業貸借対照表については14ページ以降に記載しておりますが、説明につきましては割愛させていただきます。

以上で、認定第5号及び認定第6号の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

議長（菊地康彦君）認定第1号から認定第6号までの6件の説明に対し、代表監査委員から決算審査結果の報告を求めます。代表監査委員齋藤忠裕君、登壇願います。

代表監査委員（齋藤忠裕君）はい、議長。それでは、私から決算審査結果についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、町長から審査に付された令和6年度一般会計、各種特別会計、公営企業会計の決算書、証拠書類及びその他政令で定められた書類並びに基金等の運用状況を審査し、8月20日、町長へ審査意見書を提出しておりますので、令和7年第3回山元町議会定例会において、その概要をご報告申し上げます。

第1に審査の対象として、令和6年度山元町一般会計歳入歳出決算及び各種特別会計歳入歳出決算並びに山元町上下水道事業会計決算。令和6年度地方債基金積立て及び出資による権利並びに有価証券等の状況。

第2、審査の期間は令和7年7月15日から令和7年8月5日まで。

第3、審査の方法。令和7年7月4日に決算審査へ付された令和6年度山元町一般会

計、特別会計歳入歳出決算及び公営企業会計の決算並びに地方債の状況について、次に述べる7項目を主眼とし、関係責任者から説明を受け、さらに追加で照会を行うなどし、審査を実施いたしました。

1つ目は、歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、定められた様式で作成されているか。

2つ目は、決算書の計数は正確か。

3つ目は、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われていたか。

4つ目は、違法または不当な収支はないか。

5つ目は、収入未済額、不納欠損処分及び滞納処分停止の事務処理は適切か。

6つ目は、事務の合理化や経費の節減に努力していたか。

7つ目は、財政分析は前年度と比較してどうか。

また、工事等については、それぞれ事業の経緯等を確認し、建設水道課が所管する工事箇所並びに庁舎に整備されたDX関連機器等について現地調査を行いました。

第4、審査の結果。審査に付された各会計決算審査書類、成果表及びその他関係諸帳票を審査した結果、各種会計決算書及び附属書類とも関係法規に基づき適正に作成されており、その内容及び予算執行状況も適正妥当であることを認めました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても台帳等と一致しており、いずれも条例の目的に合致し、適正に運用されていることを認めました。これらの審査結果に関する概要及び意見は、後述するとおりであります。一般会計、各特別会計、公営企業会計の順に概要を記載しておりますので、議員各位におかれましては後ほどご高覧賜り、ご審査をいただければと存じます。

では、私からは、決算審査を通して感じた意見をご報告申し上げますので、最後のページ、54ページをご覧ください。

以上が令和6年度の一般会計、各種特別会計及び公営企業会計決算の概要になります。

総括しますと、審査に付された各種会計の歳入歳出決算書及び各種基金の運用状況については、いずれも関係法令に基づき作成されており、計数等についてもこれらの諸帳簿と符合し、さらに予算の執行についても有効かつ適正であると認められました。財政分析上の主要指標である実質収支比率、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率等については前年度と比較しほぼ横ばい状態であり、また、直近の類似団体との数値と大きく乖離しておらず、いずれも健全エリア内となっております。

普通会計の決算状況については、歳入総額が122億2,606万1,000円、前年度と比べ2.0パーセントの減、歳出総額が118億6,551万7,000円、前年度と比べ1.6パーセントの増となりました。このうち、行政運営の基礎的な経費である一般会計については、歳入で87億1,904万円、前年度と比べ2.3パーセントの減、歳出で84億4,887万6,000円、前年度と比べ2.3パーセントの増となりました。一般会計の不用額については3億4,529万7,000円でした。歳出予算現額に対する不用額率が3.9パーセントと令和5年度の決算に比しさらに縮小しており、予算管理の精度が着実に向上していることがうかがわれます。同時に、不用額が縮小したことは実質収支比率の適正化にも寄与しており、年度を通じ適切な財政運営を行ったものと評価するところです。

歳入の主な減少要因は、地方交付税、新型コロナ関連の国庫補助金、寄附金等の減少

によるものであり、また、歳出の主な増加要因は、D X対応インフラ事業や職員人件費、物価高騰での増加によるものでした。

歳入のうち、主たる自主財源である町税総額については、前年度に比べ1,624万3,000円の減となっておりますが、令和6年度に4,288万円余の定額減税を実施しており、この定額減税に係る減収補填特例交付金を加えれば個人町民税としては実質増加しているものとみなされます。また、全国的に耳目を集めるふるさと納税寄附金については、県内の動きとは逆に本町では前年度より金額で約46パーセントの減、件数で56.7パーセントの減と大きく減少しており、人気の返礼品が季節農産品であるという難しさが出たものと見られます。安定した寄附、納税額確保のためには品ぞろえを含む戦略の見直しが必要ではないかと考えます。損失として処分を行った不納欠損額については、一般会計で898万8,000円、各種特別会計で184万2,000円の合計1,083万円となり、前年度に比べ43.3パーセント増加しましたが、その主な要因としては貸付金で500万円余を債権放棄したことによるものでした。

企業会計の決算状況については、水道事業会計の収益的収支における事業収益総額が3億6,581万2,000円で、純利益は1,815万1,000円、前年度と比べ36.2パーセントの減、下水道事業特別会計の収益的収支における事業収益総額が5億8,183万1,000円で、純利益は1億3,919万2,000円、前年度と比べ4.3パーセントの増となりました。日銀のマイナス金利解除といった脱デフレ政策の影響等を受け、令和6年度中の基金運用における利子積立金は金利の上昇を反映して年間1,436万8,000円になり、前年度に比べ約2.2倍の収入増加に寄与した要因でした。また、基金の中の債権額については13億円であることから、適正な構成比率で基金が運用されているものと判断します。ただし、注意すべき点として今後、さらに債権額を増加させるのであれば、将来の資金需要の動向を見越してより保守的な運用を図る必要があることです。他方、公債費に係る支払い利息については借入金の性格上、足元の金利変動を即座に反映するものではありませんが、将来、小学校再編をはじめとする大規模事業等で地方債の多額な発行が想定されるため、財政規律が緩まないよう今後とも慎重な財政運営を続けていただきたいと思います。

第6次総合計画の実施計画と中期財政見通しについては、折り返し年度から毎年のローリングをすところまで展開してきたことを評価します。毎年実施するローリングは、最新の環境変化を織り込み改良を加える点、そして修正された情報を毎年確認できる点で有用性が高く、次のステップにおいてはこれらの利点を十分に発揮されるような町政運営と、議会の行政監視機能をともに期待します。

国の進めるデジタル社会の実現に向けた取組については、本町でもようやく形を見せ始め、令和6年度は本町のD X元年とも言えます。本町ではまだ基礎的な技術の段階にあり、ゆくゆくはA I等の先端技術を取り込むことになろうかと想像しますが、一つ一つの形となって表れるには長い開発期間と相当のコストが費やされるものと想定されます。そこで、実現したい未来図を描いて発信するなど、町民の理解と期待感をつなぎとめる工夫も必要ではないかと考えます。

終わりに、不適切な事務処理の事案が依然として根絶できていないのは残念なことであります。遠因として業務遂行が属人的になっていないか、あるいは練度が不十分のまま担当替えしていないかなど、根本的に人事管理、業務管理の在り方を見直す必要があ

るのではないのでしょうか。人は信頼しても仕事は信用するなという言葉がありますが、どんなに期待を寄せる職員同士であっても絶対はないという安全対策的な心構えが必要であることを忘れないでほしいと思います。

以上で報告を終わります。

議長（菊地康彦君）これで決算審査結果の報告を終わります。

議長（菊地康彦君）これから、認定第1号から認定第6号までの6件に対する総括質疑を行います。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質疑は論点を整理し、通告外及び質問にならないよう注意してください。また答弁は簡明にされますようお願いいたします。

3番遠藤龍之君の質疑を許します。遠藤龍之君、登壇願います。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。3番遠藤龍之です。

ただいま提案されている令和6年度山元町一般会計歳入歳出決算及び各種会計決算を認定するに当たりまして、この1年間の行政執行の実績に対し総括的な観点から次回予算に生かせるよう総括質疑を行うものであります。町長の所見、お伺いいたします。

1点目は、国民健康保険事業の取組についてであります。厚生労働省は市町村が運営する国民健康保険の2023年度の財政状況を公表、23年度の実質赤字は582億円に上り、保険料、税の負担状況、収納率等を示し、国保加入者のうち世帯主の約4割が年金生活者などの無職、約3割が非正規労働者で低所得者が多数を占める中、保険料、税負担は限界に達し制度の構造的な課題が浮き彫りになっていることが指摘されておりますが、次の点についてお伺いいたします。

1点目は、税率改正後の決算となっておりますが、長引く物価高騰と国保加入世帯の生活実態も踏まえその成果をどう評価しているか伺います。

2点目は、国保税納入状況の評価についてであります。

3点目は、滞納者の対策としての短期保険者証、資格証明書の発行状況とその対応についてであります。

2点目の質問は、町財政についてであります。1年間の予算執行から財政に係る取組についてどのように総括評価し、今後に生かそうとしているかをお伺いいたします。

1点目は、地方債現在高の状況について。

2点目は、普通会計の各基金積立状況とその運用状況について。

3点目は、中期財政見通しから見た決算の結果について。

4点目は、令和6年度決算山元町健全化判断比率についてお伺いいたします。

3点目の質問は、道路整備事業の動向についてであります。町の工事の状況について、高盛土構造で整備する町道中浜滝の前線について盛土材に関する変更契約締結後、順調に進捗しており年度内に工事が完了する見込みである。引き続き3線堤整備事業の一日も早い完遂に向けて鋭意努力努めるとしてはいますが、3線堤事業のこれまでの経緯と進捗状況について伺います。

議長（菊地康彦君）町長橋元伸一君、登壇願います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、国民健康保険事業の取組についての1点目、税率改正後の成果をどう評価

しているかについてですが、令和6年度の税率改正については、国からの財政支援が対象外となったことや被保険者数の減少、1人当たりの医療費増加等に伴い財政調整基金残高が大幅に減少したことから、安定した運営を図るため国民健康保険税の引上げを行ったものであります。改正に対しましては、長引く物価高騰や経済状況を勘案し被保険者世帯全体の6割以上を占める保険税軽減世帯への影響を最小限とする試算を重ねたところであり、特に全体の3割を占める均等割額及び平等割額が7割軽減される世帯については、平等割額を引き下げることにより負担増とならないよう財政状況が厳しい中でも最大限配慮したところであり、また、基金を活用し18歳以下の子供均等割額の全額免除を継続するなど、物価高の影響が特に大きい子育て世帯にも配慮したところであり、このように、税率の引上げを行うに当たり低所得者にとって過度な負担とならないよう工夫をしたことにより、収納率が昨年度を上回り一定の成果につながったものと評価しております。今後については、現在、県内の保険料水準の完全統一化に向けた検討が進められていることから、国や県の動向を注視し、国民健康保険事業の安定運営に努めてまいります。

次に2点目、国保税納入状況の評価についてですが、税負担の公平性や財源の確保、納税秩序の維持として、催告や法に基づく財産調査を踏まえ滞納処分等に努めてまいりました。この取組により、令和6年度収納率については令和5年度に比べ0.85パーセント増の90.25パーセントとなり、速報値ではありますが県内でも上位の収納率を維持したところであり、引き続き、被保険者の生活実態を確認しながら収納率の向上に努めてまいります。

次に3点目、滞納者対策としての短期被保険者証、資格証明書の発行状況と対応についてですが、昨年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証を一体化とする制度改正により短期被保険者証及び資格証明書が廃止されたことから、昨年8月1日の被保険者証更新日以降、いずれも発行しておりません。しかしながら、滞納者数、収入未済額は横ばい状態であることから、保険制度の趣旨普及に努め引き続き新規滞納者を発生させないことを課題として、早期の催告等に取り組んでまいります。今後も財産調査や納税相談を通じ被保険者の生活状況や収入状況等の把握に努め、社会情勢や生活実態を十分に考慮しながら収入未済額の縮小に取り組んでまいります。

次に大綱第2、町財政についての1点目、地方債現在高の状況についてですが、令和6年度末の一般会計の地方債残高は県貸付金を除き約77億5,000万円となり、令和5年度末と比較し約2億円の増となっておりますが、これは償還額約5億3,000万円に対し約7億3,000万円の地方債を発行したことによるものです。要因については、深山山麓少年の森拡張改修工事約1億7,000万円や、防災行政無線工事約1億2,000万円のほか、復興計画に基づく上平浜原線を含めた道路関連整備工事約1億9,000万円など、大規模工事に対する地方債の発行が重なった影響によるものであります。今後においても、昨年度からの継続事業である深山山麓少年の森拡張改修工事や防災行政無線工事のほか、つばめの杜北線をはじめとした道路改良などの大型工事を計画しており、また、来年度以降、小学校再編に伴う校舎等の整備や消防庁舎の建設など、大きな財政需要も見込まれることから地方債の発行はさらに増加していくものと想定しております。また、本町の公債費においても発行額の増加に比較比例し増加傾向にあることから、新たな地方債の発行に当たっては地方債の残高や財政指標の推移に留

意し、必要に応じて事業規模や年次計画を見直すなど平準化と抑制に努め、健全な財政運営を行えるよう引き続き慎重に対応してまいります。

次に2点目、普通会計の各基金積立状況と運用状況についてですが、会計ごとに御説明いたします。

初めに一般会計のうち、主な基金について申し上げます。まず、町全体の財源を調整する財政調整基金については令和5年度末残高約48億9,500万円から約2億4,100万円減少し約46億5,400万円となりました。その主な要因として、歳入については特別交付税における令和5年度DX関連事業に係る財源措置分の減により約1億6,200万円が減額となったことや、歳出については定住促進対策経費約4,000万円のほか、幼保連携認定こども園施設整備事業費補助金約3,800万円等が増額となったため、その財源調整として基金からの取崩額を増額したものであります。

次にふるさと振興基金についてですが、行政区、団体等への補助やイチゴ団地新規入植者支援事業の財源として約400万円を取り崩したのに対し、令和5年度のふるさと納税事業の収支差額約3,400万円を積み立てた結果、約3,000万円を増加し約1億5,400万円の基金残高となっております。

続いて地域振興整備基金についてですが、幹線排水路の維持管理に係る経費や坂元地区定住促進事業の経費として約1,900万円を取り崩したことから、基金残高は約3,200万円となりました。

次に町営住宅基金についてですが、公営住宅の災害復旧等の管理経費として約2,200万円を取り崩したのに対し、国からの家賃低廉化補助金等のうち3億円を積み立てたほか、福島県沖地震で被災した公営住宅に係る災害見舞金として2,000万円を基金に積み立てた結果、約3億800万円増加し約30億2,700万円の基金残高となりました。

その他の基金についても、いずれも基金条例において定められた目的等に沿い、各種事業に適切に活用しているところでありますが、近年の物価高騰をはじめとする社会情勢の変化等を踏まえ年間を通じ機動的に対処できるよう引き続き柔軟な運用に努めてまいります。

次に特別会計についてご説明いたします。初めに国民健康保険事業特別会計についてですが、令和6年度の決算剰余金は約3,700万円となり、全額を基金に積み立て、今議会でご提案しております補正予算第1号を加味した今年度末基金残高は約6,200万円となります。また、令和6年度中の基金取崩額は約8,800万円で、基金を活用することにより18歳以下の子供の均等割額免除による子育て世帯への負担軽減や、特定健診をはじめとした健診の自己負担金の無料化を図り、病気の早期発見、重症化予防を推進し将来にわたる医療費の抑制に努めております。今年度は将来的に持続可能な財政運営を図るため、税率改正を行っておりますが、引き続き国の制度改正や県の保険料統一化に向けた検討の動向などを注視しながら、被保険者の負担軽減にも配慮しつつ効果的な保険事業を展開し、安定的な財政運営につながるよう努めてまいります。

次に介護保険事業特別会計についてですが、令和6年度の決算剰余金は約5,100万円となり、金額を基金に積み立て今議会でご提案しております補正予算第3号を加味した本年度末基金残高は約2億6,200万円となります。なお、令和6年度を初年度とする第9期介護保険事業計画では介護給付費準備基金を活用し、保険料の抑制に努め

被保険者の経済的負担の軽減を図っております。一方で、介護サービス利用者の増加や介護報酬改定等により介護給付費が伸長している状況ではありますが、基金残高はおおむね計画どおりに推移していると捉えております。引き続き高齢化社会の進展を見据えた保険料の急激な負担増の抑制を図りつつ、介護予防事業のさらなる充実と認知症やフレイル予防の意識向上などの取組を進めることで安定的に持続可能な介護保険事業を推進してまいります。

次に3点目、中期財政見通しから見た決算の結果についてですが、昨年度に作成した中期財政見通しにおける令和6年度の決算見込みの推計値と、決算額との比較を基にお答えをいたします。初めに歳入についてですが、中期財政見通しでは約88億4,000万円と見込んでいたのに対し、決算額が約87億2,000万円となり、約1億2,000万円の減となっております。主な要因については、深山山麓少年の森拡張改修事業や道路整備事業などの財源である地方債において、事業実績の確定に伴い発行額が約1億5,000万円減少したことなどによるものであります。一方、歳出は約83億5,000万円の見込みに対し、決算額が約84億5,000万円となり、約1億円の増となっております。その主な要因については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した住民税非課税世帯に対する給付金事業などによって増額となった経費によるものであります。

次に一般会計の財政調整基金についてご説明いたします。財政調整基金の年度末残高は中期財政見通しでは約44億8,000万円と見込んでいたのに対し、決算額は約46億5,000万円であり、約1億7,000万円の増となっております。その要因としては、歳入については町税や地方交付税の増、歳出については町単独事業における差額の積上げにより財政調整基金の取崩額が減少したことによるものであります。財政調整基金残高の今後の見通しについては、中期財政見通しでは令和10年度末に基金残高が約24億円になると推計しておりますが、小学校再編に伴う校舎等の整備や消防庁舎の建設に係る経費など、中期財政見通しには含まれていない大きな財政需要の影響も加味すると、年々基金残高は低減する傾向にあるものと捉えております。なお、現在令和11年度までの新たな中期財政見通しの作成を進めておりますが、町といたしましてはより実態に即した推計となるよう、精度の向上に努めるとともに将来を見据えた計画的な予算編成、執行につながるよう精査してまいります。

次に4点目、令和6年度決算山元町健全化判断比率についてですが、財政指標等の動向については昨年度と同様に顕著な変化は見られないものの、実質公債比率については令和2年度に借り入れた過疎対策事業債や福島県沖地震に起因する災害復旧事業債の本償還が開始されたことなどにより、0.1ポイント上昇しております。今後も段階的に過疎対策事業債の本償還が開始されることに加え、災害復旧事業債や防災力向上のための緊急しゅんせつ推進事業債など、臨時的に発行した地方債などの償還も相まって本町の公債費は増加傾向にあることから、引き続き財政指標の推移に留意しながら慎重な財政運営に努めてまいります。

次に大綱第3、道路整備事業の動向についてですが、3線堤として位置づける中浜滝の前線及び町戸花線は坂元地区の新市街地や道合地区の復興公営住宅を整備する際、津波からの多重防御を図り居住者の安全安心を確保するための道路整備として計画した事業であります。この道路整備は、復興事業の一環として国からの交付金を活用すべく復

興庁と協議を重ねてまいりましたが、1線堤となる海岸堤防や2線堤の役割を果たす新県道相馬亘理線のかさ上げ道路の整備により津波に対する一定の抑止効果が働くとの判断から、復興交付金事業として採択に至らなかった経緯があります。このような経緯を踏まえ、町では町単独事業として整備することとしましたが、整備費用が多額であることから、工事費の抑制を図るため国や県との情報を密にし、国県が発注する工事に伴う発生土の活用について協議を重ね、段階的に整備する計画としたところであります。事業の進捗であります。まず中浜滝の前線を先行して整備することとし、平成28年度から測量設計及び用地買収に取り組み、令和2年度から工事に着手し、一昨年度までに延長約680メートルの整備が完了し、供用を開始しております。

次に、町戸花線であります。今年度道路排水施設等の構造物を施工し、その後、道路本体の工事に着手し、令和9年度の完成を見込んでおります。中浜滝の前線と同様に多量の盛土材が必要になるため、現在、国や県との情報交換に努めており、これら盛土材の活用による工事費の圧縮を検討しております。3線堤の整備は復興事業の総仕上げとなる道路整備事業であり、かつ、坂元地区にお住いの皆様の安全安心を確保する事業であることから、今後も関係機関と連携し事業費の抑制を図りつつ、一日も早い工事の完成に向け鋭意取り組んでまいります。以上でございます。

議長（菊地康彦君）この際、暫時休憩いたします。再開は11時10分であります。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

議長（菊地康彦君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（菊地康彦君）3番遠藤龍之君の再質疑を許します。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。1件目の国保についてお伺いいたします。そのうちの1点目、これまでの取組です。いろいろ努力工夫して、とりわけ低所得世帯の負担を重くならないような工夫努力というものは見受けられます。しかし、今後、県統一化に向けての取組の懸念示しているようですが、統一化になった際にこれらの町独自の施策というのはどのようになるのか、あるいはどのように対応するのかを伺い確認します。今のところ分からないというのであれば分からないでいいんですけども、ただ、町独自の多分何のための統一かというところ、町独自のそれぞれの工夫努力をこれは私の考えなのか受止めなんですというのをなくすというかせつかくのそういったものがなくなるのではないかと不安があるので確認します。

町長（橋元伸一君）はい、議長。担当課長よりお答えいたします。

健康推進課長（渡辺卓臣君）はい、議長。お答えいたします。

今議員からご指摘ありましたとおり、現在、保険税の統一化に向けた県で協議が行われているんですが、それと併せて保険事業の在り方についても各市町村で取組方が違いますので、それについても一定程度すり合わせるのではないかと、必要があるのではないかと話が出ております。具体的な検討についてはこれからになるんですが、県で目標としている保険税の統一、目標としては令和12年度としていますが、税金だけではなくそちらの各種保険事業、当町分含めてという保険事業を展開している市町村

多々ありますので、そちらのすり合わせを今後行っていくような予定になっております。以上です。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。併せて心配懸念するのは保険税の引上げになるところと下がるころとあるということも言われているんですが、山元町はどの位置にあるのか。上がるほうになるのか下がるほうになるのかということが多分上がるほうになるのではないかと私は見ているんですが、私はせっかくこれまで皆さん努力してきたことが県の統一化によってもしさらなる不安負担が重くなるようなことが見えるのであれば、12年ということですからまだ時間はある。町全体、あれはこの件については多分各自治体も苦慮しているところを先ほど示しました実質赤字が580億円、大体赤字団体が多いんです。全国的にそういうことも入って多分統一化ということが何とか。そういうところでは一般財源からの本来ならば禁止されているということのも大変だからということで各自治体が一般財源で会計から補填して、そして何とかその負担を重くしないようにという努力を各自治体でやっているということが見聞とか伝わってきて、そういう動きを作っているということで、多分赤字団体のそういう国の財源、一般財源を活用して負担を上げないように努力しているところも大体上がるのかな。そのための統一化と考えているんだけど、ということを見るとこれは本当にゆゆしき事態、各自治体としてはということでこれは本当に頑張っていたきたい。トップをはじめとかく制度に問題があると私は思っているんで、その制度改革となって国ですから、その国を動かすような努力をするべきだということはこの件については求めておきます。

次に、国保税の収納状況についてなんですが、努力して収納率を上げているところの間、非常に評価できるところなんですが、この実態、あとその滞納者に対しては調査して云々という対応をしているということなんですが、その辺の状況について実績と申しますか、対応をどういったどの程度の人たちにどの程度の対応しているのかという。どこから見てもうまくない人たちに対してやっているんだということがという対応の取組のあれも聞いているわけなんですが、今現在その対象となる人、本当であっても払わないということだと思っただけでも、心配するのはそういう支給使って、ある程度すれすれとか本当に生活の大変なところでまでそういう形で差押え等々給料差押えとか何差押えとかというのが行われていないよねということの確認です。

町長（橋元伸一君）はい、議長。滞納者の経済状況ということになりますか。合わせた対応、対策に担当課長からお答えいたします。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいまのお尋ねであります。1回目の回答で行いましたように、被保険者の生活状況をしっかりと把握した上で、対応を行っているところであります。また、議員が懸念されております差押えについては、差押え禁止の部分もございまして、そういった部分で生活に支障のないような差押えをするように法の下、決まっておりますのでまずは生活を優先とするということで滞納の処分を行っているところであります。以上です。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。滞納しているほうが悪いんだからあまりこれは強調できないんでしょうけれども、そういうことで対応していただきたいということで終わり。

3点目の短期保険証、資格証明書の対応についてなんですけれども、これは何年で廃止していないということなんですが、それ以前の保持者と申しますかも今全くないということで受け止めていいのかどうか確認します。全くゼロなのか。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいまのお尋ねであります、令和6年12月2日からマイナ保険証と一体化ということで、新規の発行は行っていないところであります。以上です。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。だから、それ以降は発行していないと言うんだけど、それ以前に持っていた人の対応はどうかという意見。だから、今も確認しているんだ。全く今現在山元町には短期保険証、資格書は全くゼロだという受け捉え方でいいのかどうかということです。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。繰り返しで申しわけありません。令和6年12月2日から短期保険証、資格証明書とも廃止されておりますので、該当される方はいらっしゃいません。以上です。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。何だかはっきりゼロなのをということが確認だけで、私の疑問はそれ以前に発行されていた人は対応どうかということの確認なんです。今の説明では何年以降は発行していませんというのだからそれ以上、今現状は発行されていないけれども、それ以前に持っていた人はどうか。今の答えで全く山元町は誰もいませんということであればそれはそれで納得するわけです。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。制度上廃止されておりますので、町の中ではありません。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。最近の報道の中で短期証だか資格書のほうだと窓口で10割負担ということでの対応、これは昔からそうなんだけれども、そういうことが起きているという話が合ったものですからの確認でした。しかしながら、山元町ではゼロということをも明快に答えていただいたので、その心配はないと受け止めました。

次に、2件目の町財政についてなんですが、それは地方債の現在高についての確認というよりもということです。この地方債の内訳の中で国の責任によるもの、町の責任によるものという分類があると思うんですが、国の責任については例えば本来国で一番分かりやすいのは臨時財政対策債で、本来国でよこさなければならないのをよこせなくてとりわけあなたのほうで実際のほうでどこかから借りてそして対応してくれるとそのうちの9割のものは返しますというようなもの、これは国の責任で国の責任で本来よこす地方交付税の中によこさなければならないものをよこせないことによって町の責任、町に責任押しつけてやっているといったたぐいのもの、あと減収補填債とか減収何とかといろいろあると思うんだけど、その辺の割合というのをどうなっているの。全体として。

町長（橋元伸一君）はい、議長。担当課長よりお答えいたします。

企画財政課長（桔梗俊幸君）はい、議長。お答えいたします。

割合を計算しています。ちょっとお待ちください。今お尋ねありました臨時財政対策債だけで計算させていただきたい。ちょっとお待ちください。約24パーセントぐらい占めていると思います。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。そのほかのも見れば高々何千万円単位とか1億円単位だからそんな大きな差というのは出てこないかと思うんだけど、決算状況で見ますとの中で減収補填債臨時財債等を含めると40何億円という表示がある。3年度の決算状況から出てきた数字なんだけれども、この部分と同じとかこの部分を言っているのかなと私はと今の今回の確認なんですけれども、そうすると今回、令和5年については6年については30ぐらいなっているのかなと思うんですけれども、いいです。そういう見方で

いいのかどうか。今日はこの決算状況のこの部分とここで示している77億円の内訳の中のという考え方でいいのかどうか。こんなのは窓口で調べればいいんだろうという、調べた上で質疑しろという性質のものかと思いますが、その辺、今20何パーセントという答えを受けてさらなる精査求めておきます。

それから、各基金の運用状況というのは状況についてですが、これは財政見通し、中期財政見通しの中でも示されているわけですが、一般財調の基金残高この46億数千万円という額について他自治体、あるいは類似団体と比較するとどの程度なのか。私は多いと思うんだけど、うれしい叫びなんですけれども、この間優良町視察に行って他自治体の資産もそういう状況見たんですが、財政のほうも見たんですが、大体は10億円前後とか類似団体です。類似団体では我が町よりも大きい町でも大体そんな規模なのかということになると、我が町の46億円というのはどう受け止めればいいのか。ただ、これは中期財政見通しの中で真水部分というかまだ残っている部分があるので、簡単にはその数字だけで判断はできないということもあるかと思いますが、今時点でこの数字に対して町としてはどう受け止めているのか。あと、先ほど来今回の決算審査の代表委員からの監査委員からの話もありましたが、いろいろ判断化率等々を見ても大幅に下回っているという表現は大幅と言ったかどうか分からないけれども、下回っている状態で今のところ健全財政というかという状況がある。だからいいとか悪いとかという話ではなく現実の事実の確認ということで確認しています。この辺の水準はどう見ているのかお伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。基金の現在の残高ということで、県内35市町村ありますが、今分かっている中で言いますと、21の町村があります。市を除いた部分、町と村の部分の中では山元町の基金というのは相当上位に入っております。他の自治体で言えば10億円から20億円ぐらいが多いのかなと思います。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう基金活用の事業とまだ今後の懸念も示しているんですが、例えば学校再編、あるいは消防署はとっくに作ってなければならなかった建物だと思うんですがというのがどの程度見ているのか。今まだ検討中なの。なかなか出せないのを大体どのぐらい予定しているかということが出てこなければというその前に、この中期財政見通しにこの2つの用件は入っていないということだけは確かだということなので、それが加えれば何10億円という世界が生まれてくるということが想定されるという受止めでいいのかどうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今言った小学校とか消防署の建替えとかになりますと、今物価高騰というのもありまして、遅れば遅れるほどといいますかどこまで物価が上がっていくかというのはまだ想像もつきませんけれども、ここ数年で相当上がっています。ですから、それなりの金額にはなると思いますが、あるから使うとかそういうことではなく、必要に応じた形というのがあると思いますので、簡単にあるものを使い始めたらどんどんなくなりますので、危機感というかそういう部分には至っていない状況にはあります。町の財政としては前回の議会のときにもたしか質問の中でそういう私回答したかなと思うんですが、山元町は先ほども言いましたように、財調では町の中では上位のほうにありますので、ただ楽観視はしていません。今後いろいろかかってくるものがありますので、その辺はちゃんと正確に見極めて妥当な金額の使い方学校整備なり消防署の整備というのは進めていかなければならないという意識は持っております。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。次、3件目の質問に入ります。道路整備事業についてですが、町長の先ほどの答弁にもありますが、3線堤として位置づける中浜竹の前線及び町戸花線は坂元地区の新市街地や道合地区の復興公営住宅を整備する際、津波からの多重防御を図り居住者の安全安心を確保するための道路整備として計画した事業であるということ述べて説明していますが、津波からの多重防御を図るとしている3線堤として位置づけているわけですが、その背景はその当時の背景をどう見るか。どうしても必要なんだということでこうした位置づけをしてきたと私は受け止めるんですが、その当時の背景どのくらいの必要性、緊急性というものがその当時の背景から見てその辺の背景、当然そのときいたけれども生活は山元町の生活はしていたけれどもこういう世界とは入っていないからその辺のところは分かる程度でいいんですが、その辺の背景についてお伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今遠藤議員が言ったように、当時私も山元町に住んで被災者ということではありましたが、こういう場にはいなかったのどういう経緯で進んでいったかという細かい詳細については私も分かりかねるところがあります。ただ、先ほども回答しましたように、津波浸水というところで大震災の結果を見て当時の議会の中で町側の提案と議会側とのいろいろな協議の中でそういう3線堤ですか、念には念をとということで計画されたのかなとは思いますが。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。町長の答弁でも述べていますように、地区の安全安心で必要、第3線堤までは先ほどの説明の中でも復興庁では認められなかった。1線堤と2線堤で十分だという答えで復興諸事業としては認められなかったということなんですが、それと併せてその必要性緊急性というものがその背景の中にあつたことによって進んだ取り上げられた事業であると私たちはその当時参加して受け止めているんですというのが背景にあつた。あそこまで津波来ていたんだからそれを止めるということで、そしてあそことか道合地区に道合地区新市街地、あそこに居住、あそこに建物を建てるということの条件としてそこまで安全安心を確保するためにそこまでの整備が必要だ。そこを整備するからその地域に建設というかせせというのが町の考えでしたということをもっていろいろあの当時いろいろあつたわけですが、結果としてそれのことも根拠にして建てられた住宅といいますかということになっているんです。そういった背景の下でこの経緯はどうかということでは、先ほどの答弁の中にもありました。平成28年から始まって、これは中浜竹野前線ですか。中浜竹野前線の説明では町長答弁では平成28年に測量設計、そして工事に着手、延長680メートル、それが出来上がったのが令和5年の2023年です。平成28年からとりあえずこの件について確認するんですが、令和5年までかかったその経緯について確認したい。私は何で確認したいかというと、680メートルの工事をするのに7年間も費やしている。その要因は何か理由は何かということを確認したいです。

町長（橋元伸一君）はい、議長。私も当時いなかったのですが、記録の中で言うと、一番最初に出てきているのが震災の年の特別委員会の中で出てきたのが最初かなと記録を見ると戸花山の南端から坂元中学校のところまでの堤防として6号線に近い部分の安全確保が高まるだろうという意見とか何かが出てきて、そういうところから3線堤についての始まりがあつたのかなとは思いますが、私としては就任した時点で坂元の6号線から上の部分、西の部分、そういう部分を守るための必要なものとして市街地なり今の高層住

宅、町営住宅を建設するに当たってそういう条件つきでやったんだよということだったので、私としてはとにかく急いで整備はしなければいけないということでこれまで進めてきたところではありますが、私の範囲の中だと正式に出てきたのはすぐではなく、その後になってからだと思うんですけれども、その当時は多分震災で相当混乱している状況だったと思いますので、詳細についても私も分かりかねるところがあるんですが、もし担当課長のほうで補足があれば。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。私、町長答弁の中での素朴な疑問、町長答弁の中では事業の進捗であります、進捗であります、まず中浜滝の前線を先行して整備することとし、平成28年度から測量設計及び用地買収に取り組み、令和2年度から工事に着手し一昨年度までに延長約680メートルの整備が完了した。言うことでかの一昨年度と俺勝手に二重令和5年のことだろうということで、7年間ということで先ほど再確認なんです。そして、この工事が決まったのがこれも遠い記憶なんです、平成26年のこの28年の2年前の6月議会がその後の臨時議会がそこで6月議会だな。6月議会の一般補正かでその予算が通ったというところから予算通ったんだからもうすぐに予算通ったらすぐ事業着手、緊急性必要性が決まられている事業だったわけだからと考えるとまずは26年6月から28年度までの2年間何をやっていたのかということの疑問とか、あと、今度工事に着手した28年から令和2年、令和5年まで完了するまで7年間もかかっているという680メートルの事業を進めていくためにこのぐらいかかっている。その経緯はなんだか、さらに令和6年との決算の話の総括なんだけども、ずっとつながっているんですけれども、そして今度町戸花線、これについては6年度の取決めの中でようやく出てきた話で、それについても令和9年の完成を見込んでおるとこの辺についてはまだ工事手ついていないというかもやりますとはなったんだけども動くようになったよなんだけれどもというこの工事全体を見ると本当に緊急性重要性必要性というものが当初からあったのにもかかわらず、何でこんなに遅れているのかということが非常に不安ではなく懸念というか疑問に思うところだということで、その辺の経緯についてを今確認している。その辺の経緯については大体分かり、経緯は今、大体答弁の中で明確に答えていますから平成28年から、それを受けて何でこんなにかかるのかということの疑問について答えていただければという質問であります。

町長（橋元伸一君）はい、議長。遠藤議員からあった26年からということなんです、26年ごろのことは私も分かりかねる部分があります。なぜその当時すぐに進まなかったのかというのは私も分かりかねるところではありますが、その後、たしかこの通称4番索道、ここの3線堤と言われる部分については、その後もいろいろと問題視はされてきた部分だったのかなということで、私としてはこれは早急に町民の安全を確保するという意味では必要なものだと。で、約束をしてまちづくりをしていたということもありましたので、私が就任した段階からはとにかくできるだけ早く早期に完成をさせようと思って、いろいろと対応はしてきたつもりです。ただ、それでもまだ今年も3年も過ぎているんですが、半分しかまだできていないという部分があります。それについては、先ほどもご回答いたしましたように、どうしても単独事業ということになって道路整備ですので相当の、ましてやかさ上げをして作らなければいけないということで相当の予算もかかります。そういう部分において、できるだけ歳出を抑えたいという部分もありますので、県や国と連携を取りながら土なり何なり、何とかならないかということで協議を進めな

がら今進んでいるというところになります。何とか今3年がたって、半分は完成して残り半分も今協議しながら少しずつ進んで、来年度以降に予算なども皆さんのほうにお願いをするようになるのかなと思っておりますけれども、そういう感じで進めている。何で遅れてきたのかというところに対しては大変申しわけないんですが、私としても分かりかねるところがあります。ただ、絶対とにかく早く整備はしなければいけない案件だということで、町としても優先的に進める事業の中に入れて進めているということです。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。というそもそもどういう事業だったのかという安閑とはしてられない今日明日の本当に人の命を脅かすものです。生活に皆さん表現しているように安全安心守るために必要な事業であったのがいまだにできていないということの疑問を確認しているんですが、話戻りますと、これ専門な当初の事業計画、あるいはと併せて事業費総額とはどのぐらいのものだったのか確認します。

町長（橋元伸一君）はい、議長。担当課長よりお答えいたします。

建設水道課長（山本勝也君）はい、議長。ただいまのご質問ですけれども、復興交付金事業として検討段階の段階での総事業費というのは分かりかねるんですけれども、測量に入る際のための概算総事業費ということでは、延長掛ける20万円ということで大体2億5,000万円という試算はその当時はしておりました。以上です。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、今というその当時の事業費が今現在どのぐらいになっているのかというのを確認したんです。分かればいいです。分からなければ引き続きその内容で。

建設水道課長（山本勝也君）はい、議長。今現在ですと大体6億円ぐらいになっているかと思いません。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。これは時間がたったということで、先ほどの町長のお話にもありました資材高騰何高騰とかということで、さっき2億円と言ったんだよな。2億5,000万円な。2億5,000万円が6億円までも膨れ上がっているという問題を起こしているんです。その7年間ちゃんと取り組んでこなかった結果、あるいは町戸花線は町戸花線もあそこが一番影響があったと思うんだ。そこがいまだにできていないというこういう実態をどう考えるのか。この実績この決算取組も全然毎年毎年、そして毎年毎年これには触れているので3線堤整備というのは進めていくという当初予算の説明の中で強調しているところなんです。にもかかわらず、現に進んでいないということについてはこれは別なところでも対応しなければならないのかなということになります。とにかく7年間かかっているということは事実ですよ。町中浜竹野前線、そして町戸花線はようやく取りかかったという事実は町長の先ほどの答弁でもありましたけれども、このことについてはこれは事実ですよということを取りあえず確認します。

町長（橋元伸一君）はい、議長。時間はかかりましたけれども、先ほども言いましたように、私が引き継いだところからまずとにかく早急ということで、今3年半近くかかっていますが半分で、残り半分の現在で言うとまだあれなんですけど、多少の少しずつめどが立ってあと半分とにかくできるだけ早く完成させなければいけないという認識でいま進めているというところになります。先ほども回答しましたけれども、今年度、あその坂元地区においては排水対策もありますので、それに付随して道路の排水施設の構造物の施工とかをしておりますので、道路整備について着々ととにかくできるだけ早い段階でできるように進めているというところになります。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。このことについてはここで結論を出すつもりではないんですが、あるいは総括という範囲の中での話で確認。そのための確認の質問だったんですけども、こんなにかかっている。お金も相当な金になっている。これは本当に大問題、深刻な問題だということ今確認しているところなんです、まず当初の目的として町は先ほど来何回も言っているけれども3線堤として位置づけている。防波堤として中浜の渚の前線及び町戸花線というそういう位置づけで、そして位置づけの根本になっているのは、根拠になっているのは、坂元地区の新市街地や道合地区の復興公営住宅の人たちを津波から守るということを理由にあそこに道合地区が建ったという経緯なんです。そのための道路整備として計画された3線堤なのにもかかわらず今まで目的は完璧に100パーセント達成されていないと私は見るわけですが、この結果から何でそうなったのかということは、そしてその結果どうなっているのかと今言われたようにいまだ守られていないということと金が相当かかっている。かかるということが想定予定されている。金の話になると先ほどの財政の話で今後予定された小学校再編、それから消防署の話、それにこれもプラスされるということになると、本当に幾らあっても足りない財政という本来ならばその当時計画どおりやられていなければこういう事態は起きない。ということがその後の取組に問題があったのか何があったのかは今のところそのそれも確認されていません。されませんから私の思いとか考えでこの事実から見て経緯の維持から見て判断されるのは考えられるのはそういうことなのかなということでの今今日ここで止まっているとまだまだ解明されない、さらにはこのことによってまだ解明されていない問題がもうあります。政策提言書とか盛土の土量の問題とかというのをここでどうこうというふうなそういう解明されていない元を本当に健全な山元町を作っていくためにはこういったことを一つ一つ精査して総括して、そして次に生かさないうそういう経験を生かさなければと思うところでありましてということ伝えて今後も引き続き私はこの件については解明にする取組を取り続けていきたいということで総括質疑を終わりにします。

議長（菊地康彦君）3番遠藤龍之君の質疑を終わります。

議長（菊地康彦君）暫時休憩します。

午前11時49分 休憩

午前11時50分 再開

議長（菊地康彦君）お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第6号までの6件については、議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。認定第1号から認定第6号までの6件については、議長及び議会議員選出監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

決算審査特別委員会委員の方は、直ちに全員協議会室で会合の上、委員長、副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。

議長（菊地康彦君）この際、暫時休憩いたします。再開は12時05分いたします。

午前11時51分 休憩

午後0時05分 再開

議長（菊地康彦君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（菊地康彦君）決算審査特別委員会の委員長、副委員長が互選され、その結果が報告されましたので、お伝えします。

決算審査特別委員会の委員長に遠藤龍之君、副委員長に丸子直樹君が選任されました。以上で報告を終わります。

議長（菊地康彦君）お諮りします。

決算審査特別委員会に、地方自治法第98条第1項の検査権を委任したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

決算審査特別委員会に、地方自治法第98条第1項の検査権を委任することに決定しました。

お諮りします。

ただいま決算審査特別委員会に付託しました認定第1号から認定第6号までについては、山元町議会会議規則第45条第1項の規定により、9月24日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

認定第1号から認定第6号までについては、9月24日午後4時までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

議長（菊地康彦君）以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

次の会議は9月26日午前10時開議であります。

お疲れさまでした。

午後0時06分 散会
